

令和6年度採用八頭町会計年度任用職員採用資格試験公告

【障がい者対象】

令和6年度採用の八頭町会計年度任用職員採用資格試験を次のとおり行います。

この試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

令和5年10月30日

八頭町長 吉田 英人

1 職種及び採用予定人数

職 種	採用予定人数
事務補助員（障がい者対象）	2名程度

2 受験資格

身体障害者手帳の交付を受けている方、公的機関において知的障がい者であると判定された方または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 八頭町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験

- (1) 日時 令和5年12月10日（日）

受験者の決定後、面接予定時刻を受験票にてお知らせします。

（面接予定時刻10分前にはお集まりください。）

- (2) 場所 後日送付する受験票に記載

- (3) 方法
 - ・試験申込書（エントリーシート）による書類審査（申込期限までに提出のこと）
 - ・口述試験：主として人物について集団面接による試験

4 合格発表

- (1) 令和6年1月中旬頃、受験者全員に対して合否の通知を行います。
- (2) 合格者は受験番号を八頭町役場本庁舎掲示板に掲示するとともに、八頭町公式ウェブサイトに掲載します。

5 合格から採用まで

- (1) 合格者は、八頭町会計年度任用職員採用候補者名簿に登載され、必要に応じて順次採用されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。
- (3) 合格者は採用予定者数よりも多く決定される場合がありますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。

6 受験手続

- (1) 申込みに必要な書類は、八頭町公式ウェブサイトより、「試験申込書」をダウンロードされるか、総務課又は各庁舎住民課窓口で受領してください。
- (2) 「試験申込書」に必要事項を記入し、令和5年11月17日（金）午後5時までに八頭町役場総務課（本庁舎）へ提出してください。同日までに到着するよう郵送されても差し支えありません。なお、申込書類はお返しいたしません。
- (3) 上記「試験申込書」に、受験資格を有することを証明できるものの写し（身体障害者手帳の写し、公的機関において知的障がい者であると判定されたことがわかるものの写し（療育手帳の写しなど）、精神障害者保健福祉手帳の写し）を添付してください。
- (4) 試験申込書へは、記載漏れ等ないようにしてください。
- (5) 申込された方へは、後日、受験番号を記載した受験票を送付いたします。
- (6) 試験当日は受験票を持参してください。

お問い合わせ 試験申込書提出先

しけん やずちょうやくばそうむか れんらく
試験のことでわからないことがあれば、八頭町役場総務課に連絡してください

やずちょうやくばそうむか でんわ
八頭町役場総務課 電話 (0858) 76-0201

〒680-0493 とっとりけんやずぐんやずちょうこおげ ばんち
鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地